[事案 2019-185] 解約返戻金増額請求

·令和2年3月23日 裁定終了

<事案の概要>

担当者の誤説明を理由に、解約返戻金の増額を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年5月に契約した終身保険について、以下等の理由により、解約返戻金を300万円に 増額してほしい。

- (1)担当者より、「あと3年払えば、300万もらえる」と説明され、3年間保険料を支払った。
- (2)担当者に、保険料の負担を抑えるため、契約内容の変更を相談したが、契約の継続を勧めるだけで、保険料負担を抑えるための提案がなく、適合性の原則に反している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)担当者が説明に使用した資料には、契約内容は死亡保険金300万円の終身保険であることが記載されており、担当者の誤説明があったとは考えられない。
- (2) 適合性の原則が適用されるのは契約締結時であり、そもそも担当者は適切な説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者が誤説明をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特 段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを 終了した。